

青森大学副学長選任規程

(目的)

第1条 この規程は、青森山田学園組織事務分掌規程第7条及び青森大学学則第51条の規定に基づき、副学長の選任について定める。

(資格)

第2条 副学長は、本学の教育活動又は管理・運営に関し全学的な見識に優れ学長の命を受け、学長が定める校務を遂行できる者でなければならない。

(選任手続)

第3条 副学長は、学長と協議のうえ、理事長がこれを任命する。

附 則

この規程は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成5年8月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、令和3年4月1日から施行する。